

令和5年度

上富田町体育施設電灯改修事業に係るプロポーザル実施要領

上富田町役場振興課 企画・商工観光班

上富田町体育施設電灯改修事業に係るプロポーザル実施要領

本町では、現在、老朽化や環境への影響等を踏まえ、LED照明器具の導入を進めている。「上富田町体育施設電灯改修事業」（以下「本事業」という。）は、既存の体育施設照明等の設置状況確認と、適切なLED照明の導入計画を策定するものである。併せて一斉LED化し、維持管理（リース方式）することでSDGsの理念のもと二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の低減をはじめ、電気料金の削減、維持管理費の削減等財政負担の軽減及び地域経済の活性化を目的に行うものである。

LED照明化の推進にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、企画・工事及び維持管理に関する提案を受け、本町にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定する為、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という。）を優先交渉権者として、本町と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約を締結し、本事業を実施していくものとする。

1. 事業目的

上富田町（以下「町」という。）では、町内体育施設における温室効果ガス排出量の削減及び消費電力抑制のため、本町が管理する体育施設照明灯をLED照明灯に灯具交換を行う。LED照明灯の導入にあたっては、120カ月の包括リース方式を活用することにより、初期導入費用を平準化し、照明灯の効率的な整備及び維持管理を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 事業名称

上富田町体育施設電灯改修事業

(2) 事業形態

ア LED照明灯の灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的リース契約

イ リース期間は、工事期間完了後、10年間のリース契約（120カ月）とする。

(3) 事業内容

ア 事業者は、本町と締結する本事業契約に基づき、LED照明設備（以下「本設備」という。）を導入し、契約期間内において、維持管理を含めるサービス（以下「本サービス」という。）を提供する。

イ 事業者は、本事業契約期間内に、本設備の維持管理を自らの責任で行う。

ウ 契約期間終了後、事業者の設置した本設備の所有権は、本町に無償で譲渡すること。

エ 本設備導入工事は、県内企業にて実施することとし、地域経済循環に貢献すること。

オ 撤去した照明器具の運搬及び処分に関しても確実に実施をすること。

(4) 対象施設

上富田スポーツセンター多目的グラウンド

上富田スポーツセンターテニスコート

市ノ瀬わかもの広場

市ノ瀬体育館

(5) 工事期間

契約日から最長令和6年2月28日までとする。

(6) 賃貸借期間

工事期間完了後、10年間のリース契約とする。

(7) 事業費総額

本事業は、次の価格の範囲で事業内容を提案すること。

総額 67,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

（120カ月のリース料）

(8) 事務局

上富田町役場振興課 企画・商工観光班

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

TEL：0739-47-0550

FAX：0739-47-4005

E-mail：sinkou@town.kamitonda.lg.jp

3. 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「事業者」という。）は、リース事業者単独企業、またはリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルへの参加申込み時に全構成員を明らかにして、各構成員が役割分担に応じて相互に協力し、責任をもって業務を推進する。

また、グループの代表者はリース事業者とし、町との連絡窓口となるとともに、契約等諸手続きを行うものとする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加するためには、以下の項目を満たしていなければならない。

- (1) 工事役割の企業は、本町の令和5年度入札参加資格登録名簿（工事）に登録されている電気事業者と積極的に連携すること。
- (2) 参加者のうち代表者及び構成員は、過去5年間において、自治体及び民間施設における納入・施工実績があり、実績を書類で提示できること。
- (3) 参加者は、参加申込受付提出迄に上富田町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (5) 参加者は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 参加者は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 参加者は、直近1年間の法人税、事業税、地方税等を滞納していないこと。
- (8) 本事業に携わる全ての業者は、次のいずれかに該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には、その役員または、その支店若しくは常時物件買入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団等（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる。

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

5. スケジュール

No.	手続き	時期
1	プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和5年6月30日（金）
2	参加申込受付期間	令和5年6月30日（金）から 令和5年7月14日（金）まで
3	参加申込に関する質問書の受付期間	令和5年7月 3日（月）から 令和5年7月 7日（金）まで
4	参加申込及び提案書に関する質問書に対する回答期日	令和5年7月12日（水）
5	企画提案書提出要請書送付	令和5年7月18日（火）
6	提案書の受付期間	令和5年7月20日（木）から 令和5年7月28日（金）まで
7	審査委員会【プレゼンテーション】（予定）	令和5年8月上旬 * 8月2日（水）から8月4日（金） のうち1日

8	最終審査結果の通知・公表（予定）	令和5年8月10日（木）
9	契約締結（予定）	令和5年8月18日（金）

6. プロポーザルの公募及び説明図書の配布

本プロポーザルの公募を以下のとおり行い、併せて説明図書の配布を行う。

- (1) 配布日時 令和5年6月30日（金） 午前8時30分から
令和5年7月 7日（金） 午後5時15分まで
- (2) 配布場所 上富田町ホームページ
- (3) 上富田町体育館施設電灯改修事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書

7. 本プロポーザルへの参加について

本プロポーザルへ参加を希望する事業者は、以下の資料を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加表明書（様式1）
 - イ グループ構成表（様式4-2）
 - ウ 企業概要（様式5）
 - エ 会社概要（様式自由、パンフレット等の代用可）
- (2) 受付期間 令和5年7月14日（金）午後5時15分まで
 - ・期限までに必要書類の提出がなかった場合、プロポーザルへの参加は認めない。
- (3) 提出方法 持参または郵送 【指定日時までに必着】
- (4) 添付書類
 - ア 商業登記簿謄本（全部事項証明書）・印鑑登録証明書（代表者のみで可）
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。
 - イ 納税証明書
最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び市民税等の国税、都道府県税及び市町村税全てに関する納税証明書を各一通ずつ。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可。
 - ウ その他
- (5) 提出先 事務局（前記2.（8）に同じ）

8. 質問書の提出及び回答

企画提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付ける。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けしない。

また、質問の内容によって、事業者の選定等に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(1) 提出書類

「質問書（様式2）」に記載の上、提出する。

(2) 提出期間

令和5年7月3日（月）午前8時30分から7月7日（金）午後5時15分まで

(3) 提出方法

電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）

※送信後に電話での着信確認をすること。

(4) 提出先

事務局（前記2.（8）に同じ）

(5) 回答日時

令和5年7月12日（水）に上富田町振興課より通知する。

9. 提出書類

事業者は本プロポーザルの企画提案書を作成し、添付書類と併せて提出すること。

(1) 企画提案書

企画提案書の内容については、「10. 企画提案書作成にかかる記載事項等」を必ず明記し、本実施要領及び仕様書に記載された要件を満たした内容とすること。

ア 企画提案書の提出は代表事業者からの提出とし、1者につき1案とし、提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、複数による共同での提案の場合は、代表者を定めて1提案とする。

イ 「企画提案書（様式4-1）」を表紙とし、規定の様式を使用すること。

ウ 提案書に記載したサービス（リース）料総額は、優先交渉権者となった後の詳細診断により増減する場合、増減率は5%以内とする。（提案時に安価な提示を行った場合、交渉段階で契約金額を大幅に変更はできないものとする。）

エ その他の書類については、様式は自由だが、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みや、カラー印刷も可とする。

オ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意すること。

カ 提出部数 8部とする。

(2) 添付書類

ア 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書などの財務諸表。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。

イ カタログ等

選定した灯具の寸法などの仕様や外観写真及び設置に必要な付属品一式の仕様が記載されているカタログ。なお、頁の抜粋又は写しでも可。

(3) 提出期限

令和5年7月28日（金）午後5時15分まで

※受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 提出方法

持参または郵送 指定日までに必着

(5) 提出先 事務局（前記2.（8）に同じ）

(6) その他

提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、町から要請のあったものについては、この限りではない。

10. 企画提案書にかかる記載事項等

企画提案書には以下の内容を必ず明記すること。なお、事業対象灯数の内訳については、仕様書を参照すること。

(1) 事業者について

企業概要及び事業実績について、代表事業者と灯具を取り扱う事業者のそれぞれのものを「企業概要（様式5）に記載すること。なお、事業実績については、リース方式又は、ESCO事業による公共施設等へのLED照明灯の納入実績を記載すること。

(2) 事業概要について

事業全体の基本方針、実施体制（役割分担）、事業スケジュール、灯具交換内訳等について、「事業概要（様式6）」に記載すること。

(3) 使用機器について

ア 選定した灯具の性能・数値等を「使用機器概要（様式7）」に記載すること。

イ 別紙にてそれぞれの照度分布図を作成し、添付すること。

(4) 取替工事について

ア LED照明灯への取替工事の施工体制、施工時の安全管理について、「取替工事概要（様式9-1）」に記載すること。

イ 既存灯及び取替工事により発生した付属物等の処分等について、「取替工事概要（様式9-1）」に記載すること。

ウ 工事中に発生した事故等への対応や、保険の補償等について、「取替工事概要（様式9-2）」に記載すること。

(5) 維持管理について

ア 維持管理の取組体制、LED照明灯の不具合発生時における町との連絡体制の構築や緊急対応方法について、「維持管理概要（様式10）」に記載すること。

イ 災害の発生や灯具が想定以上に故障、腐食、リコールをした場合などの不具合 における対応方法を「維持管理概要（様式10）」に記載すること。

ウ 加入する保険の名称及び補償内容について、「保険概要（様式11）」に記載 すること。

エ 維持管理を行う上で、コスト削減及びサービス水準の確保・向上等の観点で工夫している点があれば、「その他の提案事項（様式12）」に記載すること。

(6) 事業費用について

リース料の総額及び年度ごとのリース料金、内訳として機器費、取替工事費、維持管理費、諸経費等に分けて「事業費内訳（様式8-1）」に記載すること。

また、事業スキーム及び地域経済循環額を算定し、「事業資金計画書（様式8-2）」に記載すること。

(7) 事業効果について

スポーツセンター多目的グラウンドにおけるLED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの10年間（1年間の総使用時間1,000時間）にかかる電気料金（電力単価13.4円/kw）、消費電力及び二酸化炭素排出量（排出係数：0.309kg-CO₂/kwh）を算出の上、本事業による削減効果分かる資料を提出すること。（様式は任意）

(8) 上記事項以外や仕様書に記載の無い独自のノウハウや提案があれば「その他の提案事項（様式12）」記載すること。

1.1. 審査

本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、別に定めるところによる「上富田町体育施設電灯改修事業者選定委員会」において企画提案書やプレゼンテーション等の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(1) 審査日程

内 容：プレゼンテーション（質疑応答を含む。）

期 日：令和5年8月上旬

＊8月2日（水）から8月4日（金）のいずれか1日で調整中

提案時間：説明30分以内、質疑20分程度とする。参加人数：4名まで。

ウ 注意事項

- ・審査会へは実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととする。
- ・審査会は個別に行い非公開とする。
- ・パワーポイントは使用可とし、プロジェクターとスクリーンは準備するが、パソコン等は持参すること。

(2) 結果通知

最終審査結果は、令和5年8月10日（木）に書面により通知する。また、上富田町のホームページにも掲載することとする。なお、窓口・電話等による問い合わせには応じない。

(3) 審査基準

本プロポーザルにおける各提案者の評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

審査委員は提案ごとに下表の評価基準に基づいて評価点を算出する

ア. 審査委員の評価点 (160 点)

評価項目	評価基準	配点	評価	評価点 ①
事業者について 【25 点】	経営状況や資金計画などの安定性	10		
	本事業の類似事業の実績	15		
事業概要について 【35 点】	事業実施の確実性	10		
	取替灯具の妥当性	10		
	地元への地域経済循環比率が大きいこと	15		
事業効果について 【10 点】	事業効果（電気料金、温室効果ガス削減等）の優位性	10		
機器及び 取替工事について 【50 点】	灯具の品質、性能の優位性	30		
	施工計画（スケジュール含む）の合理性	10		
	施工体制等の確実性	10		
維持管理について 【20 点】	維持管理に関する内容及び体制の信頼性	10		
	緊急時、不具合時の対応状況（補償を含む）	10		
その他 【20 点】	独自の提案や創意・工夫など	10		
	地元事業者との積極的な連携	10		
小 計		160		

イ. 見積価格評価点 (40点)

見積価格評価点数は、提案者より提出された見積金額を以下の計算式に当てはめて算出する。なお、事業限度額を超える見積額を提示した提案者については失格とし、見積価格評価は行わないこととする。

【見積価格評価点数の計算式】

見積価格評価点＝

$$40 \text{ 点} \times (\text{提出された見積価格のうち最低価格} \div \text{各提案者の見積価格})$$

※小数点以下第3位四捨五入

1 2. 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 町は、提案者の承諾を得ずに、提出された企画提案書等を無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しないものとする。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出の方法が本実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 提案金額が事業限度額の総額を超えた場合

1 4. 契約

- (1) 本町は、選定された候補者を本事業に係る随意契約の見積書の徴取相手とし契約交渉を行う。この際、本町は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。
- (2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手とする。
- (3) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。

1 5. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできないものとする。
- (2) 町が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 説明会参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとする。ただし、必要に応じて提出された書類について、町から追加資料を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルにおいて、町の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、町の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞、単位は除く）」、通貨は「円」とする。
- (8) この実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び町の条例規則等の定めるところによるものとする。
- (9) 事業の継続が困難となった場合における措置について、優先交渉権者との契約が締結さ

れない場合、以下の措置を講ずるものとする。

- ア 本町が指定する工事期間に工事の完成が困難であると予想されるなど、優先交渉権者の責により契約できない場合は、町がそれまでに要した費用を請求できるものとする。